

和歌山県警察署協議会規程

(最終改正：令和2年12月25日 和歌山県公安委員会規程第2号)

和歌山県警察署協議会規程を次のように定める。

和歌山県警察署協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第53条の2、和歌山県警察署協議会条例（平成13年和歌山県条例第27号。以下「条例」という。）及び和歌山県警察署協議会に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の委嘱、解嘱等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 公安委員会は、法第53条の2第3項の規定により委員を委嘱するときは、当該委員に委嘱状（別記様式第1号）を交付するものとする。

2 公安委員会は、前項の委嘱をしたときは、当該委員の氏名等を関係地域の住民に周知するため、適当な措置を採るものとする。

(解嘱)

第3条 公安委員会は、条例第3条第4項の規定により委員を解嘱するときは、当該委員に解嘱通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(辞職)

第4条 委員は、辞職しようとするときは、辞職願（別記様式第3号）を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の辞職を承認するときは、辞職承認書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(解嘱事由の通知)

第5条 協議会の会長は、当該協議会の委員が条例第3条第4項に規定する事由に該当すると認めるときは、公安委員会に対し、解嘱事由通知書（別記様式第5号）により通知することができる。

(議事概要の報告の徴収)

第6条 公安委員会は、協議会の会議が開催されたときは、当該協議会の会長に対し、議事概要の報告を求めることができる。

(別記様式省略)